

自家消費型太陽光発電設備導入補助金交付要綱

令和4年11月17日 環境局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー・省エネルギー機器導入を支援するために、札幌市が行う補助制度「自家消費型太陽光発電設備導入補助金制度」の実施について必要な事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、札幌市における脱炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象事業者 日本国内において事業活動を営んでおり、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
 - イ 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等
 - ウ 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項に規定する保険会社
 - エ 社会福祉法（昭和27年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - オ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - キ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
 - ク 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）
 - ケ 建物の区分所有等に関する法律（昭和38年法律第69号）第3条に規定する団体
 - コ 個人事業主（開業届の写しを提出できること）
 - サ その他環境大臣の承認を得て札幌市長が適当と認める者
- (2) 太陽光発電設備 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成される設備をいう。
- (3) 業務用蓄電池 蓄電池容量が20kWhを超え、かつ地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正）別紙2、2ア（イ）に規定する交付要件を満たす蓄電池をいう。
- (4) 家庭用蓄電池 蓄電池容量が20kWh以下であり、かつ地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正）別紙2、2ア（イ）に規定する交付要件を満たす蓄電池をいう。

(補助金交付の対象機器及び補助金交付額)

第3条 補助金交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。なお、環境大臣からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象費用)

第4条 補助金交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、自家消費型太陽光発電設備導入補助金交付要綱実施要領（以下「要領」という。）に定める。

(申込方法)

第5条 補助金の交付を申込み者（以下「申込者」という。）は、要領第3条に従って申込書（様式1）に必要事項（補助金申込額は千円未満切捨）を記載し、誓約書（様式15）を添えて申込みなければならない。また、施工業者が申込者のグループ企業である場合には、出資比率等が判る資料を併せて提出しなければならない。

(補助金受領の要件)

第6条 前条に定める申込者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内にある区分所有住宅等の共用部分に対象機器を設置しようとする補助対象事業者
- (2) 市内にある事務所・事業所等（店舗併用住宅含む）に対象機器を設置しようとする補助対象事業者
- (3) 市内に自ら所有する共同住宅の共用部又はテナントビルに対象機器を設置しようとする補助対象事業者

2 申込者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 札幌市税を滞納していない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者であること。
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日（以下「同一年度」という。）内において、本補助制度への申込金額の合計（以下「合計申込額」という。）が5,000,000円を超えない者であること。（同一年度内における合計申込額の上限は5,000,000円まで。）なお、合計申込額には、申し込もうとする者に対して支店や本店等の関係にある申込者及び資本を共有する申込者による申込金額を含むものとする。

3 申込者は、対象機器について次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) FIT（固定価格買取制度）及びFIP(Feed in Premium)の認定を受けないものであること。
- (2) 国、北海道及び札幌市等による同様の補助金等の交付を受けないものであること。
- (3) 本補助制度によって得た環境価値について、売買や取引等の活用を行わないこと。
- (4) 平時において導入場所の敷地内で一定割合（発電の50%以上）の自家消費をすること。
- (5) オンサイト設置であり、発電した電気の自己託送を行わないものであること。
- (6) 災害時にも使えるように耐震性を確保すること。
- (7) 対象機器を設置しようとする施設又は土地に、同一年度内に本補助制度による補助金の交付を受けた機器が設置されていないこと。
- (8) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正）別紙2、2ア（ア）又はア（イ）に規定する交付対象事業の内容に準拠すること。
- (9) 対象機器の設置に際して、法令等を遵守すること。

(対象機器の設置に係る工事契約締結日の制限)

第7条 対象機器の設置に係る工事契約締結日は、要領に定める工事契約締結日以降でなければならない。

(申込の受理)

第8条 市長は、前条による申込を受理し、補助金の交付を決定した場合には、補助金交付決定通知書(様式2)により申込者に通知するものとする。また、不交付とした場合には、補助金不交付決定通知書(様式2)により申込者に通知するものとする。

(申込の募集期間、申込受理の停止)

第9条 市長は、要領に定める募集期間において、申込書を先着順に受理するものとし、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申込書の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は予算超過日に複数の申込があった場合は、当該複数の申込について抽選を行い、受理した申込金額の合計が市の予算の範囲を超えない範囲で受理するものを決定する。

(手続代行者)

第10条 申込者及び本補助金を受領する者(以下「補助金受領予定者」という。)は、この要綱に定める申込及び交付申請手続について、対象機器を販売又は設置する者に対して、これらの申請手続の代行を依頼することができる。

2 前項に定める申込及び交付申請手続の代行を依頼された者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続に対し、誠意をもって実施するものとする。また、本手続の代行を通じ得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成21年6月5日法律第49号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は第1項に規定する手続について、手続代行者が不正の手段によって手続きを行った疑いがある場合には、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(補助金交付申請及び完了届)

第11条 補助金交付決定通知書の通知を受けた申込者は、補助対象機器の取得後に、要領に定める提出方法にて、補助金交付申請兼完了届(様式6)及び別表2に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請兼完了届は、要領に定める補助金交付申請兼完了届提出期限までに提出しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 市長は、第11条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式8)により、補助金受領予定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めるときは、補助金受領予定者に対して是正措置を求めることができる。なお、補助金の申込者が是正措置に応じないときは、決定を取り消すものとする。

(計画の変更及び中止)

第13条 補助金受領予定者は、申込内容を変更、又は対象機器の設置を中止する場合は、計画変更・中止届(様式4)を市長に提出しなければならない。ただし、以下の各号についての変更は認めないものとする。

(1) 対象機器の追加。

(2) 要領に定める補助金交付申請兼完了届の提出期限の延長を目的とするもの。

2 市長は、予算の範囲内において、前項による届出を受理した場合には、補助金変更交付決定通知書(様式5)により申込者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、第12条の規定により補助金交付額が確定した後は、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第15条 市長は、第8条第1項の規定により通知を受けた補助金受領予定者(以下「補助金受領決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 第6条3項に規定する補助金受領の要件を満たさないと判断されたとき。

(4) 第17条に規定する調査及び第20条に規定する報告を正当な理由なく拒んだとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金受領決定者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 補助金受領決定者が前条第3号に該当した場合には、補助金受領決定者が当該取得財産を取得した日の翌日を起算日とし、補助金受領決定者が第6条第3項に規定する要件を満たさなくなった日(以下「要件違反日」という。)までの日数(以下「要件適合期間」という。)に応じた補助額を返還させることができる。ただし、返還させる額については、次のとおり算定するものとし、要件適合期間については1年を超える場合は1年を365日、1年未満の場合は実日数とする。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{要件適合期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

3 補助金受領決定者が第6条第3項第3号に規定する要件を満たさない場合には、市長は第20条第1号に規定する報告に基づいて要件違反日を決定するものとする。

4 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱に基づき、補助金受領者が営利法人であり、かつ補助対象機器の運用により相当の収益が生じると判断される場合には、市長は補助金受領者に対して補助金の一部の返還を求めるものとする。

(調査等)

第17条 市長はこの要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助金受領予定者又は補助金受領決定者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

(近隣住民への配慮)

第18条 対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。なお、必要に応じて、法令等に定める説明会等を実施すること。

(財産処分の制限)

第19条 補助金受領決定者は、補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(別表3)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金受領決定者は、法定耐用年数の期間内に当該対象機器を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、担保に供し又はその他補助金の交付目的に反する運用を行う(以下「処分」という。)ときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式9)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書(様式10)により補助金受領決定者に通知しなければならない。

4 市長は、補助金受領決定者が前項の規定による承認を受けて対象機器を処分したときは、補助金受領決定者が当該取得財産を取得した日の翌日を起算日とし、起算日から処分をした日までの日数(以下「対象機器使用期間」という。)に応じた補助額を、補助金返還請求通知書(様式12)により返還させることができる。ただし、返還させる額については、次のとおり算定するものとし、対象機器使用期間については1年を超える場合は1年を365日、1年未満の場合は実日数とする。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{対象使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

5 補助金受領決定者は、第3項の規定による承認を受けて、対象機器を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書(様式11)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第20条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項について、毎年、市長に報告をしなければならない。

- (1) 太陽光発電設備の利用状況(毎月の発電電力量、毎月の自家消費量、毎月の売電量(売電先)等)(太陽光発電設備の法定耐用年数(別表3)を経過するまでの間のみ)
- (2) 定置用蓄電池の設定状況及び利用状況(本補助制度を活用して設置された場合)(定置用蓄電池の法定耐用年数(別表3)を経過するまでの間のみ)
- (3) その他市長が報告を求める事項

(協力)

第21条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対して、次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- (1) 太陽光発電設備の導入に掛かるアンケート調査
- (2) その他、市長が協力依頼する事項

(不可抗力による免責)

第22条 申込者及び補助金受領予定者は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、その他申込者、補助金受領予定者及び手続代行者の責に帰し得ない事由により、第5条に定める申込書及び第11条に定める補助金交付申請兼完了届を期限までに提出できない場合には、別途、札幌市と協議する。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は環境局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則 (令和5年8月3日一部改正)

1 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附 則 (令和6年7月19日一部改正)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表1 補助対象機器と補助金交付額

補助対象機器	補助金交付額(円)
太陽光発電設備	<p>太陽光発電設備の出力合計 1kWあたり50,000円</p> <p>○補助額の上限は2,450,000円とする。</p> <p>ただし、補助対象費用に対して補助金の額が上回らないこと。</p>
定置用蓄電池	<p>対象機器の購入・設置に要する費用（第4条に定める補助対象費用をいう。）に1/3を乗じて得た額。</p> <p>○補助額の上限は1,000,000円とする。</p> <p>○業務用蓄電池の場合は、補助対象費用が190,000円/kWh以下であるものとし、これを超える蓄電池は補助対象外。</p> <p>○家庭用蓄電池の場合は、補助対象費用が155,000円/kWh以下であるものとし、これを超える蓄電池は補助対象外。</p> <p>○太陽光発電設備の導入に付帯することが条件。なお、既存の太陽光発電設備への設置は補助対象外。</p>

注1) 太陽光発電設備の出力合計とは、太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

注2) 定置用蓄電池の蓄電池容量は、定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とする。

注3) 補助金交付額は、千円未満の端数を切り捨てた値とする。

注4) 各対象機器の要件及び補助対象費用は要領に定める。

注5) 本補助事業において、補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上相応しくないと考えられるため、補助対象事業者自身（グループ企業含む）から調達等を行う場合には、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上とする。（以下「利益等排除」という。）

別表2 補助金交付申請兼完了届（様式4）の添付書類

添 付 書 類	
1	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し（法人のみ）
2	開業届の写し（個人事業主のみ）
3	札幌市税の納税証明書（指名願）の原本又は写し（法人及び個人事業主のみ） ※指名願以外の納税証明書は受付できません。
4	管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会議事録等） （マンション管理組合のみ） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること
5	補助対象機器の設置について、管理組合総会等で承認決議を得ていることを証する書類（総会議事録等）（マンション管理組合のみ） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること
6	補助対象機器を設置又は使用するすべての建物の所有者が判る書類（法人及び個人事業主のみ） 例：全部事項証明書（建物） ※ 自社所有ではない場合には、機器設置場所（建物）所有者の同意書（様式14）が必要
7	補助対象機器を設置する土地の所有者が判る書類（補助対象機器を野立てて設置する場合のみ） 例：全部事項証明書（土地） ※ 自社所有ではない場合には、機器設置場所（土地）所有者の同意書（様式14）が必要
8	収支決算書（様式13）
9	補助対象機器の本体・設置部材費用及び工事費用等が判る書類 例：見積書の写し ※ 要領第2条第1項2号又は第2項2号に示す補助対象外の費用が、補助金交付申請兼完了届（様式6）、工事内容証明書（様式7）及び収支決算書（様式13）に記載された補助対象費用に含まれないことが判るものであること。 ※ 補助対象事業者自身（グループ企業含む）から調達等を行う場合には、利益等排除を行っていることが判るものを添付すること。
10	補助対象機器の設置工事に係る契約締結日が判る書類 例：契約書の写し

- 1 1 補助対象機器の設置工事に係る支払いを施工業者に行ったことが判る書類
例：領収書の写し
※ 支払日が確認できる書類を提出すること
- 1 2 工事内容証明書（様式7）（8の金額と一致しており、9の金額と矛盾がないこと。）
- 1 3 機器等設置写真（補助対象工事のすべて）
※ 機器設置前から設置後までの各工程、設置状況等を撮影すること。
※ 工事用黒板（日付、機器名称、施主、施工者名等）又はそれに代わるものを入れて撮影すること。ただし、機器の銘板や施設の館名板などの撮影には不要。
※ 撮影した写真の中に、以下のすべての写真を含んでいること。
 - (1) 補助対象機器を設置又は使用するすべての建物の全景又は館名板（社名や建物名を示す表札・看板等）の写真（正面からの撮影に努めること）
 - (2) 太陽光パネルの枚数がすべて確認できる写真（1枚に収まらず複数枚に分けて撮影する場合は、写真毎の太陽光パネルの設置位置がはっきり判るものであること）
 - (3) パワーコンディショナーの機器本体の写真
 - (4) パワーコンディショナーの型式や製造番号を読み取ることができる銘板の写真
 - (5) 設置された定置用蓄電池の本体の写真（定置用蓄電池の補助を申請する場合のみ）
 - (6) 設置された定置用蓄電池の型式や製造番号を読み取ることができる銘板の写真（定置用蓄電池の補助を申請する場合のみ）
※ 20kW以上の太陽光発電設備の場合には、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 1 4 対象機器に係る以下のすべての書類又はそれに代わるもの
 - (1) しゅん巧図
 - (2) 単線結線図
 - (3) 製品仕様書
 - (4) 性能表示の写し（定置用蓄電池の補助を申請する場合のみ）
- 1 5 想定される自家消費の割合が判る資料
例：想定される発電量及び消費電力量等から、月毎及び年間の自家消費の割合を計算した書類等
※ 全量自家消費することが単線結線図等の書類から確認できる場合には不要

- 16 補助金の振込先（銀行名・支店、口座名義（カタカナ）、口座番号）が判る書類
- 17 系統への接続日(又は接続希望日)が判る書類
 例：電力会社へ提出した「系統連系および電力購入申込書」、又は「低圧発電設備系統連系・電力購入申込書」等
 ※ 系統への接続を行わない場合には不要
- 18 【定置用蓄電池の補助を申請した場合】
 太陽光発電設備と接続したことが判る結線図等
 ※ 14の単線結線図等から確認できる場合には不要

別表3 法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
定置用蓄電池	6年